横浜市 健康福祉局 介護事業指導課

**廃止（休止・再開）届の提出方法について**

届出の内容により、必要な書類や提出期限が異なりますので、以下をよく確認の上、提出漏れ等のないように書類を作成してください。

廃止等の事由の発生

**１　届出手順**

**【地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護以外】**

① 事前連絡をする。

予約先：健康福祉局 介護事業指導課（以下の２サービス以外）

　　　　 　　電話　045-671-3466

健康福祉局 高齢施設課（地域密着型特定施設入居者生活介護について）

電話　045-671-4117

健康福祉局 高齢施設課（地域密着型介護老人福祉施設について）

電話　045-671-3923

② 届出に必要な書類を作成する（「３　提出書類」で確認）。

③ ②の書類の事業所控えをとる。

④ 提出期限までに②を次ページの宛先へ郵送する。

**【地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護】**

① 届出に必要な書類を作成する（「３　提出書類」で確認）。

② ①の書類の事業所控えをとる。

③ 提出期限までに①を次ページの宛先へ郵送する。

※令和５年10月１日より電子申請届出システム（厚生労働省所管）で申請を行うことが可能です。詳細は案内ページ（以下URL）をご確認ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/denshishinsei.html

**【地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護】**

**書類提出先：**

〒231-0005

横浜市中区本町６－50－10

【以下の２サービス以外】

　　健康福祉局　介護事業指導課　運営支援係　宛て

【地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設】

　　健康福祉局　高齢施設課　施設運営係　宛て

**２　提出期限**

○廃止・休止・辞退　…廃止・休止・辞退の日の**１か月前**

○再開　　　　　　　 …再開**前**

※「介護情報サービスかながわ（ラクラク）」等への掲載　情報の変更は、システム更新の関係から、原則として翌々月になります。

介護保険法の改正により、平成21年５月１日から廃止届・休止届が事前届出制になりました。

また、廃止・休止・辞退時における、利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜提供が義務づけられました。

（介護保険法第78条の４第７項、第115条の14第７項、第115条の24第５項）

**３　提出書類**

**（１）地域密着型介護老人福祉施設以外**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 届出内容 | 必要書類 | | 備　考 |
| 届出用紙 | 添付書類 |
| 廃止届  休止届 | ・廃止・休止届出書（第３号様式）  ・廃止（休止、再開）届出管理票 | ・返信用封筒 | ※休止の場合、休止期間は、最大で6か月 |
| 再開届 | ・再開届出書（第２号の２様式）  ・廃止（休止、再開）届出管理票 | ・勤務表  ・必要な職種の資格証  ・その他、再開を確認するために必要な書類  ・返信用封筒 |  |

**（２）地域密着型介護老人福祉施設**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 届出内容 | 必要書類 | | 備　考 |
| 届出用紙 | 添付書類 |
| 辞退届 | 指定辞退届出書  （７号様式） | ・指定通知書（原本） | ※指定通知書に複数サービス記載されており、その一部のみ廃止の場合は、通知書のコピー |

**（３）共通**

[**老人福祉法に基づく届出書類**](http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/jigyousya/shinsei/shitei/sonota/rouhuku-setumei.doc)**も添付してください。**

**（４）密着型通所介護・認知症対応型通所介護**

※１）届出用紙は、横浜市のホームページの以下のURL先に掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/haisi-kyusi-saikai.html>

２）返信用封筒を提出する場合は、**長形3号封筒に110円切手**を貼って、返信先の宛て先を明記してください。

**４　注意事項**

（１）認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護の指定を受けている事業所がいずれかの事業をやめる（廃止する）場合も、廃止届を提出することになります。

（２）休止をした場合は、上記提出期限までに事業の再開または廃止を検討し、再度、再開届または廃止届を提出してください（自動的に休止から廃止・再開になるわけではありません）。

　　　休止は最大６か月間なので、最長でも６か月後に事業を再開するか、廃止するかを判断する必要があります。

（３）「介護情報サービスかながわ（ラクラク）」等への掲載情報の変更は、システム更新の関係から、原則として翌々月になります。